

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第55号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第56号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第57号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第58号 財産の無償譲渡について  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 推薦第1号 太子町農業委員会委員の推せんについて
- 7 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第55号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第56号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第57号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第58号 財産の無償譲渡について  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 推薦第1号 太子町農業委員会委員の推せんについて
- 7 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	橋 本 恭 子
15番	中 井 政 喜	16番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一
監 査 委 員	森 川 勝		

(開議 午前9時58分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成23年第6回太子町議会定例会におそろいでお出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(佐野芳彦) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき、定期監査の報告書及び地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成23年度10月月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

以上で報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第2 議案第55号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第3 議案第56号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第4 議案第57号 太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第5 議案第58号 財産の無償譲渡について

○議長(佐野芳彦) 日程第2、議案第55号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、議案第58号財産の無償譲渡についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いた

だいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 皆さんおはようございます。

福祉文教常任委員会に付託されました案件について、委員会審査報告書を読み上げて報告にかえさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第55号。付託年月日、平成23年12月7日。件名、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成23年12月9日金曜午前10時から午後2時28分まで。3、審査経過及び結果、審査経過、災害弔慰金の受付窓口はどこになるのか、また今の条例のままで災害弔慰金を支給したケースはあるかとの質疑に対し、社会福祉課が受付窓口であり、現在まで太子町では災害弔慰金の支給はなかったとの説明であった。今回新たに兄弟姉妹も該当になるが、兄弟姉妹が亡くなられた方と当時同居して生計をしていたという証明をどのように確認するのかとの質疑に、1つは住基台帳、あと一つは地域の民生委員により確認できるとの説明があった。地域の限定はあるのかとの質疑に、この災害の定義は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象による被害が生ずることを言うので地域は関係ないとの説明があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第56号。付託年月日、平成23年12月7日。件名、太子町

保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年12月9日金曜午前10時から午後2時28分まで。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、質疑に入る前に今までの全体的な経緯や制度的なことも含めて課長に説明を求めた。説明、平成18年3月、町立幼稚園の統廃合で石海南幼稚園が廃止となった。この施設を利用し、待機児童解消のため、平成18年9月に公設民営の石海保育所を開設。この開所に当たり、運営を指定管理者に社会福祉法人明和福祉会を指定した。当初、指定管理期間は平成18年9月1日から平成23年3月31日までとし、更新は民営化をにらみ、平成24年3月31日までの1年間とした。民営化については、国における公共施設の民営化推進の方針が打ち出され、平成16年に公立保育所の運営費が廃止、また平成18年には施設整備の国庫補助金廃止となり、町として最少の経費で今と同様の保育サービスを確保するため推進してきた。今後は、民営化することにより保育所運営に係る国、県の負担金、施設整備の国庫補助が適用される。社会福祉法人明和福祉会は、昭和30年4月に宗教法人安養保育所を開設、昭和55年1月に社会福祉法人明和福祉会を設立している。以来、太子町の保育行政の一翼を担い、健全で安定した保育所運営に努められ、今までの5年余りの指定管理者としての実績もある。今後も引き続き安定した保育が期待でき、民営化になっても保育に対する不安はないものとする。質疑、石海保育所に回してきた町の財源は、民営化になるとどのような使われ方をするのかとの質疑に、町の財政負担が少なくなり、今後の町政全般のいろんな施策に使えるとの説明があった。指定管理者指定以降、町として今まで施設整備にどれくらい投入したのかとの質疑に対し、平成18年9月の開所に当たり、耐震化、調理室、保育室の改築等に約5,800万円投入し、昨年は部分的な雨漏りの補修に約20万円かかったとの説明があった。福祉文教

に付託案件された石海保育所の指定管理者の指定についての平成22年12月10日の質疑では、民営化することにより町は約3,000万円の国、県負担があるので助かると答弁されているが、それは正しいのか。また、平成24年4月1日施行になるのであれば、残り約3カ月間に保育所側から設備修理等の要望が出た場合にはしないといけないのか、また可能性はあるのかとの質疑に、平成22年度の決算では約3,400万円であった。以前から法人よりグレーチングが2カ所傷み、子供が歩いてけがをしては困ると聞いているため、9月定例議会において補正予算を可決いただいております、年内もしくは1月中には直す予定で、今後の修理については法人でしていただく予定であるとの説明があった。民営化に当たり、保育に関する指導など、協定書にはどのようなことが盛り込まれるのか、昨年の12月議事録を見ていると、民設民営へ平成24年を見据えて1年間の間に公募も視野に入れて検討するというような答弁であったが、どのように検討されて明和福祉会になったのかとの質疑に、平成18年から指定管理者として5年余り保育に従事され実績もあり、保育の質は低下しないこと、また保育所は公共性の高い施設でもあるので、国の保育方針に定められた保育内容、保育運営を行っていただくということを明確にうたっていく。太子町には、斑鳩保育所、二葉、安養の3園あるが、私立は2園ということで二葉、安養の両方に声をかけて募集した。二葉は辞退され、最終的に安養からの応募があり、審査した結果、今までの実績や安養保育園も運営されているので、今後も運営能力があり、信頼性や今の保育士さんも継続するなど保育に対する不安もないということで明和福祉会に決まったと答弁があった。仮に保育の質が低下した場合、町としてどういう対応ができるのかとの質疑には、保育所の運営については、県、町も指導する立場にあるので適正な運営がされるように指導監査等を行い、協議しながら努めていくと説明があった。(2)審査結果は、全員賛成に

より可決すべきものと決した。

次に、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件、議案番号、議案第57号。付託年月日、平成23年12月7日。件名、太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年12月9日金曜午前10時から午後2時28分まで。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、現在の減免対象者は23名で、今回の改正により新たに増える父子家庭は、現在学童保育園に通われている方と言うと1名になるとの説明があった。今回の条例改正により、所得制限が設けられ、現在の23名の減免対象者の中で減免対象から外れる方はいるか、また外れる方への説明はどの質疑に、5名が減免対象から外れることになるが、毎年3月に学童保育園に入られる方に保護者説明会を実施している。その中で今回の改正点について配付資料や口頭にて詳しく説明し、理解していただくとの説明があった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第58号。付託年月日、平成23年12月7日、件名、財産の無償譲渡について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成23年12月9日金曜午前10時から午後2時28分まで。3、審査経過及び結果、(1)審査経過、本委員会では石海保育所の視察を行った後、質疑に入った。石海保育所の土地と建物の評価と今後の税の扱いはどの質疑については、建物は昭和50年3月建築で、今の会計法上、鉄骨づくりの耐用年数は34年であり、既に37年経過し、価値は1円で

ある。また、市場性による価値は近隣地域の範囲を指定し、交通要件や道がついているかの地域の分析と土地と建物が一体としているか等の個別の分析をして、建物は用途が保育所に限定されているので一般の住宅とは異なり、観察減価30%が加味され424万3,000円となっている。土地の固定資産税の評価額としては約7,600万円である。社会福祉法人については、非課税団体であるとの説明があった。町の土地の上に社会福祉法人が保育所を譲り受けるわけだが借地権というような設定があるのかどうか、建物の登記をしないといけないがいつごろの目途で登録、登記料はどちらが支払うのかとの質疑に、土地については法人と使用貸借を結び、登記やその費用については4月の早い段階で法人が行い、支払いすると説明があった。途中で、保育園として使えなくなった場合どうなるのかとの質疑には、地方自治法上でその目的外となったときは解除権が認められているので太子町へ返還していただくとの答弁があった。参考資料の平面図に、遊戯室南側の倉庫やプールが載っていないが、無償譲渡の対象になっていないのか、またほかの遊具等の扱いはどの質疑に、倉庫やプール、遊具などの工作物、町管理備品は、今まで無償貸与していたので無償譲渡する方向で検討しているとの説明があった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(佐野芳彦) 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって、1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第55号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第56号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第57号太子町学童保育園事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第58号財産の無償譲渡について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この件について、無償譲渡ということで先般説明を受けて、これはどういうことなのかなというふうには思っていたんですが、内容を委員長報告を聞きましてそういうことかというふうには思ったんですが、これについて太子町としてこれはメリツトの方向になるんでしょうか。

○議長(佐野芳彦) ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午前10時17分)

(再開 午前10時18分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたび、無償譲渡になるということで、町に対してのメリツトは、今まで財政的なこともこちらが全部していましたが、今後は明和福社会のほうでしていただくということで、財政的な面もメリツトがあります。

そういうことでよろしいでしょうか。

○議長(佐野芳彦) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第6 推薦第1号 太子町農業委員会委員の推せんについて

○議長(佐野芳彦) 日程第6、推薦第1号太子町農業委員会委員の推せんについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって中井政喜議員の退場を求めます。

(中井政喜議員 退場)

職員に発議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 発議者を代表して、推薦第1号太子町農業委員会委員の推せんについて、趣旨説明を申し上げ、議員各位のご賛同を得たいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

平成21年1月17日付をもって選任している現在の農業委員会委員の任期が平成24年1月16日をもって満了となります。本町においては、選挙による委員が15名、選任による委員が5名の総勢20名で農業委員会が運営されております。議会推薦の農業委員会委員の推薦根拠は、農業委員会等に関する法律、昭和

26年法律第88号第12条第1項第2号による議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する4人以内でございます。この法律に基づき、平成23年10月24日付で町長より議長あてに4名の委員の推薦依頼があり、以後議会運営委員会、全員協議会をもって、各校区在住の議員で選出協議をしていただき、適任者が報告されましたので、今回提案させていただくものです。

推薦する4名の方々は別紙のとおりでございます。

太子町鶴412番地1、杉本泰一さん、62歳。

太子町竹広223番地、小野正明さん、62歳。

太子町東保80番地3、倉橋信明さん、72歳。

太子町佐用岡915番地5、中井政喜さん、68歳でございます。

4氏とも学識経験及び農業経験が豊富であり、適任者と確認して推薦するものです。

なお、4氏それぞれの経歴については、参考資料に掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくお願ひ申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長(佐野芳彦) 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) これから推薦第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、推薦第1号は原案のとおり推薦

することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前10時24分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第7 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について**

○議長(佐野芳彦) 日程第7、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第6回太子町議会定例会(第435回町議会)を閉会します。

(閉会 午前10時25分)

~~~~~

**議長あいさつ**

○議長(佐野芳彦) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月2日の招集以来、本日までの15日間でしたが、この間、議員各位には各会計の補正予算を初め、条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、ここにそのご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

なお、町長初め、町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年もあとわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康にご留意をいただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられ、町勢発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞でございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

**町長あいさつ**

○町長(首藤正弘) 平成23年第6回太子町議会定例会(第435回町議会)が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月2日に開会されました今期定例町議会におきましては、予算、条例等の各重要案件につきまして慎重なるご審議を賜り、ご議決いただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

また、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいり所存でありますので、町行政に対しまして一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましてはご健康に十分ご留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますようお祈りいたしまして、定例町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(佐野芳彦) どうもお疲れさんでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 井 川 芳 昭

署名 議員 清 原 良 典